

令和2年4月からスタート!!

市立幼稚園 平日の預かり保育

令和2年4月から、長期休業中の預かり保育に加え、平日の教育時間前後に希望者を対象とした平日の預かり保育を実施します。

平日の預かり保育

① 定期型預かり保育

長期休業中を含め、年間を通じて継続的に実施する預かり保育です。

実施する時間／7時45分～8時30分、14時15分～17時30分
※8時30分～14時15分の通常教育時間の前後

実施する園／長岡幼稚園、富士美幼稚園、のぞみ幼稚園
対象／「保育の必要性の認定」(表I)を受けた希望する在園児
料金／月額5,500円
手続き方法／次のいずれか
○令和2年4月入園希望の場合

は、新規入園申請(11月29日(金)まで)の際に入園を希望する園へ申請してください。
○公立幼稚園在園中の場合は、園を通じて希望調査を行います。

② 一時型預かり保育

1日を単位として実施する預かり保育です。

実施する時間／14時15分～17時
実施する園／長岡幼稚園、共和幼稚園、富士美幼稚園、のぞみ幼稚園、田京幼稚園
対象／希望する在園児
料金／日額200円
手続き方法／利用希望日の10日前までに申請してください。



長期休業中の預かり保育

長期休業中(夏休み、冬休み、春休み)に実施する預かり保育です。

実施する時間／7時45分～17時30分
実施する園／長岡幼稚園、富士美幼稚園、のぞみ幼稚園
対象／希望する在園児
料金／日額500円
※定期型預かり保育と併用の場合は月額5,500円
手続き方法／利用希望日の10日前までに申請してください。

表1 「保育の必要性の認定」要件(保護者全員が該当していることが必要)

保育を必要とする事由		添付書類
1 家庭外就労	家庭外での月60時間以上の労働が常態化している	就労証明書
2 家庭内就労	家庭内で子どもと離れて行う日常の家事以外の労働が月60時間以上で常態化している	就労証明書、 自営の証明書類の写し
3 妊娠・出産	保護者が出産(出産予定月2カ月前～出産後2カ月)	母子健康手帳の写し
4 疾病・障がい	保護者に病気、負傷、心身に障がいがあり、保育が困難である	保育できない旨がわかる診断書
5 介護・看護	長期にわたる病人や心身に障がいのある同居している親族を常時介護・看護しており、保育が困難である	身体障害者手帳、診断書、 申立書など
6 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたる	申立書
7 求職活動	求職活動をしている(3カ月以内)	申立書
8 就学	就学中である(職業訓練を含む)	在学証明書など

※育児休業期間中は、認可外保育施設を利用している場合のみ「保育を必要とする事由」に該当。

☎ 055-948-1447
園 幼児教育課

上下水道料金などの消費税率改定のお知らせ

10月1日から消費税率が8%から10%へ引上げられたことにより、「基本加入分担金」・「上水道料金」・「下水道使用料」を次のとおり変更しました。これからも安心・安全な水を安定して供給するため、ご理解ご協力をお願いします。

「消費税率等に関する経過措置」

上下水道料金は2カ月に一度請求する方式のため、消費税率引き上げ前から継続して使用している場合は、11月までの検針で確定した上下水道料金まで旧消費税率(8%)となる「消費税率等に関する経過措置」があります。詳しくは、市HPをご覧ください。市HP QR ▶



○基本加入分担金(新規・増径時)

口径	金額	
	旧税率(8%)	新税率(10%)
13mm	37,800円	38,500円
20mm	97,200円	99,000円
25mm	151,200円	154,000円
30mm	226,800円	231,000円
40mm	421,200円	429,000円
50mm	669,600円	682,000円
75mm	1,620,000円	1,650,000円
100mm	2,916,000円	2,970,000円
150mm以上	管理者が定める額	管理者が定める額

○上水道料金(2カ月税込金額)

①基本料金(口径別・2カ月)

口径	金額	
	旧税率(8%)	新税率(10%)
13mm	906円	924円
20mm	1,532円	1,562円
25mm	2,052円	2,090円
30mm	2,828円	2,882円
40mm	4,622円	4,708円
50mm	8,726円	8,888円
75mm	17,712円	18,040円
100mm	29,808円	30,360円
150mm以上	67,996円	69,256円

②従量料金(1m³につき)

使用水量	金額	
	旧税率(8%)	新税率(10%)
1～20m ³	55.08円	56.10円
21～100m ³	65.88円	67.10円
101～500m ³	76.68円	78.10円
501～1,000m ³	87.48円	89.10円
1,001m ³ 以上	98.28円	100.10円
臨時用	216円	220円

※臨時用/工事などで一時的に使用するもの

○下水道使用料(2カ月税込金額)

区分	金額		
	旧税率(8%)	新税率(10%)	
基本料金(使用水量20m ³ まで)	2,268円	2,310円	
超過料金(1m ³ につき)	一般汚水	113.4円	115.5円
	営業用温泉汚水	54.0円	55.0円

【上水道について】

☎ 水道課 ☎ 055-948-2911

【下水道について】

☎ 下水道課 ☎ 055-948-2920

【上下水道料金納付・口座振替・開閉栓】

☎ 上下水道料金お客さまセンター

☎ 055-948-2919